

川棚町親子でスマイル住宅支援事業補助金交付要綱 別表1

| 交付の対象となる経費 | 項目 | 工事の内容等 |
|----------------------------------|--|--|
| 多子世帯又は新たに職住近接若しくは育住近接をするための改修工事費 | 間取りの変更等 | 間取りの変更、部屋等の増築、玄関の増設等 |
| | 設備の改修 | キッチン、浴室、トイレ、洗面所等の改修又は増設 |
| | バリアフリーリフォーム | (1)通路又は出入口の幅を拡張する工事 (2)階段の勾配を緩和する工事 (3)手すりを取り付ける工事 (4)段差を解消する工事 (5)出入口の戸を改良する工事 (6)床の材料を滑りにくいものに取り替える工事 |
| | 断熱改修 | (1)屋根（天井）、外壁及び床の断熱改修 (2)窓の断熱改修 |
| | 浄化槽の設置等 | 浄化槽の設置又は入替え |
| 備考 | 職住近接において、親（夫婦のいずれか一方）の職場を住宅に設ける場合にあつては、職場となる部分の改修工事費を含む。 | |